

こ成基第 213 号
こ成保第 533 号
こ成母第 2065 号
こ支家第 381 号
こ支障第 352 号
7 初幼教第 5 号
令和 7 年 9 月 16 日

各都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市保育主管部（局）長
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管部（局）長
各都道府県・保健所設置市・特別区母子保健主管部（局）長 殿
各都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市児童福祉主管部（局）長

こども家庭庁成育局成育基盤企画課長
こども家庭庁成育局保育政策課長
こども家庭庁成育局母子保健課長
こども家庭庁支援局家庭福祉課長
こども家庭庁支援局障害児支援課長
文部科学省初等中等教育局幼児教育課長

保育所等における低年齢児の健康診断について

「令和 6 年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和 6 年 12 月 24 日閣議決定）において、「保育所等における健康診断については、0 歳児から 2 歳児までの年齢に応じた、視力、聴力等に係る健康診断の取扱いに関する調査研究の結果や乳幼児健康診査との関係等を踏まえつつ、年齢に応じた実施方法等について検討し、令和 7 年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。」こととされました。

これを踏まえ、令和 6 年度「子ども・子育て支援等推進調査研究事業」において「保育所等における乳幼児の健康診断に関する調査研究」（以下「調査研究」という。）を実施するとともに、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令」（令和 7 年内閣府令第 82 号。以下「改正府令」という。）及び「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則の一部を改正する命令」（令和 7 年内閣府・文部科学省令第 3 号。以下「改正府省令」という。）を本日公布・施行しました。

については、下記のとおり通知しますので、内容を十分御了知の上、貴管内の関係施設に対して遅滞なく周知するとともに、各都道府県担当課におかれては、管内市区町村関係課に対して周知し、その運用に遺漏のないよう配意願います。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

記

- 1 保育所等（幼保連携型認定こども園は含まれない。3 において同じ。）の健康診断について、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 23 年厚生省令第 63 号）第 12 条等を参酌して都道府県等が定める条例の規定に基づいて実施することとなっているところ、同条第 1 項等においては、「学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）に規定する健康診断に準じて行わなければならない」とされており、具体的には、学校保健安全法施行規則（昭和 33 年文部省令第 18 号）第 6 条の「検査の項目」や同規則

第7条の「方法及び技術的基準」に「準じて」行うこととなっている。「準じて」行うものであることから、各保育所等において、嘱託医等とも相談・連携しつつ、こどもの発達段階や施設の性格等に応じて検討し、異なる検査項目や方法及び技術的基準で行うことを妨げるものではない。

例えば、

- ・「尿」については、3歳未満児の場合、採尿自体が困難であり、かつ、保育所等で実施可能な検査方法では期待される病態の発見に対して妥当性が認められないと考えられることから、3歳未満児の健康診断の検査の項目として実施することは求めないこととして差し支えないと考えられるところであり、
- ・「視力」及び「聴力」については、3歳未満児の場合、ランドルト環による視力検査やオージオメータによる聴力検査など、学校と同様の方法で行うことは求めないこととして差し支えなく、関連する項目の具体的な実施の方法については、児童の健康な生活の観点や、斜視や弱視、難聴等の早期発見・早期対応の観点を踏まえつつ、各自治体や各保育所等の嘱託医、こどもの状況等に応じた方法で行うことが期待される。

なお、3歳未満児の健康診断の実施に当たっては、調査研究に際して作成した別添の「保育所等における低年齢児の健康診断に関する取組事例集」を適宜参考にされたい。

2 幼保連携型認定こども園の満3歳未満の園児の健康診断については、これまで、「方法及び技術的基準」については学校保健安全法施行規則第7条第1項に規定するものに「準ずる」ものとされ、発達段階等を踏まえ、同項に規定するものとは異なる方法及び技術的基準により検査を行うことが認められている一方、検査の「項目」については同規則第6条第1項各号（第8号を除く。以下同じ。）に規定する項目を行うこととされていたが、調査研究において1に示す内容が指摘されたことを踏まえ、改正府省令により、検査の「項目」についても、満3歳未満の園児については、発達段階等を踏まえて各園が項目を判断できるよう、同項各号に規定する項目に「準ずる」ものとするものとした。なお、「準ずる」際の考え方は、1と同様に取り扱われたい。

3 各保育所等におけるこどもの健康管理の円滑な実施に資するよう、今回、改正府省令により下記の各基準としては、母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条又は第13条に規定する健康診査の内容が保育所等の健康診断の全部又は一部に相当すると認められ、かつ、保育所等の長等がその結果を把握するときは、当該健康診断の全部又は一部を行わないことができるものとした。ただし、その際には、当該健康診査の内容に係る情報提供について保護者の同意を得ることが必要であることにも留意されたい。

- ・児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）
- ・児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号）
- ・児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第16号）
- ・家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）

なお、幼保連携型認定こども園の健康診断についても、同様の取扱いとして差し支えないこと。